

小規模多機能型居宅介護事業所いっしん運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一心福祉会が設置経営する小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業者」という。）を行う小規模多機能型居宅介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の従事者等（以下、「従業者」という。）が要支援状態等と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することで、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業者は、介護保険法の主旨に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援します。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、合理的なサービスの提供に努めるものとします。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 小規模多機能型居宅介護事業所いっしん
- (2) 沖縄県国頭郡大宜味村字津波 4 1 8 番地

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤)
事業所の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を行います。
- (2) 介護従業者 看護職員 1名以上 介護職員 5名以上
介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。
看護従業者は、利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
- (3) 介護支援専門員 1名
利用者の介護・予防小規模多機能型居宅介護計画の作成を行います。

第3章 営業日及び営業時間と定員

(営業日及び営業時間)

第5条 小規模多機能型居宅介護の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日

(2) 営業時間 24時間

① 通いサービス 6:00～21:00

② 宿泊サービス 17:00～9:00

③ 訪問サービス 24時間

(登録定員)

第6条 小規模多機能型居宅介護の登録定員数は25人、通いの定員15人、宿泊の定員9人とする。

第4章 設備及び備品

(設備及び備品等)

第7条 事業者は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他、小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品を備えます。

第5章 同意と契約

(内容及び手続の説明並びに同意及び契約)

第8条 事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し、説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

(受給資格等の確認)

第9条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援等認定の有無及び要支援等認定の有効期間を確認することができます。

第6章 サービスの提供

(小規模多機能型居宅介護の内容)

第10条 小規模多機能型居宅介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるようにサービスを提供し、又は必要な支援を行います。

2 中重度となっても住み慣れた自宅や地域において「通い」を中心として、利用者の希望に応じ、随時「訪問」や「泊り」を組み合わせるサービスを提供します。

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第11条 事業所の管理者は、介護支援専門員に小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容確認を行います。

3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。

- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。また、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、小規模多機能型居宅介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ります。

(社会生活上の便宜の供与等)

第13条 事業者は、利用者の外出の機会の確保とその他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めます。

- 2 事業者は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
- 3 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

(通常の事業実施地域)

第14条 通常の事業実施地域は大宜味村内とします。

(利用料及びその他の費用)

第15条 小規模多機能型居宅介護計画を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
- 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - (1) 通常の事業の実施地域以外の地域に居宅する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 通常の事業の実施地域以外の地域に訪問サービスを提供する場合に要する交通費
 - (3) 食事の提供に要する費用は重要事項説明書に別途記載
 - (4) おむつ代
 - (5) 宿泊費用は重要事項説明書に別途記載
 - (6) その他、小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。
- 5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

(利用料の変更等)

第16条 事業者は、介護保険法関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ利用料又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第7章 留意事項

(喫煙)

第17条 喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁煙にご協力いただきます。

(飲酒)

第18条 飲酒は、事業内の所定の場所に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁酒にご協力いただきます。

(衛生保持)

第19条 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持にご協力いただきます。

(禁止行為)

第20条 利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか・口論・泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序・風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第13条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知します。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第8章 従業者の服務規程と質の確保

第22条 事業者及び従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任をもって接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける

(衛生管理)

第 23 条 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

(従業者者の質の確保)

第 24 条 事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

(個人情報の保護)

第 25 条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、十分に説明をします。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を利用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第 9 章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第 26 条 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

(事故発生時の対応)

第 27 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、沖縄県介護保険広域連合及び当該利用者の家族等に連絡をするとともに、顛末記録の作成、再発防止策に努め、その対応について協議します。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合にはこの限りではありません。

(非常災害対策)

第 28 条 事業者は、非常災害時において、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他、緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年3回以上の避難訓練及びその他必要な訓練等を実施します。
- 3 地域との連携体制を図り、行政無線等を活用して区民へ避難誘導及び救援活動を依頼する

第10章 その他

(地域との連携)

第29条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

(勤務体制等)

第30条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 3 授業者の資質向上のための施設内に講師を依頼し研修会を実施、また、県などの主催する施設外研修へ派遣いたします。

(記録の整備)

第31条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、保管するものとする。

(苦情処理)

第32条 事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。また、市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、沖縄県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、沖縄県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(掲示)

第33条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

(協力医療機関等)

第34条 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

(虐待防止)

第35条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の処置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの

とする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施及び措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、身体拘束の適正化を図る為、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体拘束適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体拘束適正化のための指針を整備する。

(3) 介護員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第36条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等、資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 経験に応じた研修 随時

2 事業所は感染症対策の為の委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）を実施する。

3 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

4 事業所は感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この規程は、平成21年9月1日から施行する。

2 この規程は、一部改正し、平成25年4月1日から施行する。

3 この規程は、一部改正し、平成26年4月1日から施行する。

4 この規程は、一部改正し、平成27年4月1日から施行する。

- 5 この規程は、第 27 条一部改正し、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、一部改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する
- 7 この規定は、一部改正し、令和 7 年 10 月 1 日から施行する（第 4 条・第 5 条）

